

§ 1. 事業承継の基礎

- 1: 事業承継の方法
- 2: 非上場株式の対応
- 3: 自社株評価額引き下げの方法例
- 4: 中期経営計画(MRP)
- 5: 事業承継税制



1:事業承継の方法

中堅企業の社長が考える望ましい事業承継のシナリオは、以下のSTEPの通り。

STEP#1:自社内

- ①息子等親族
- ②役員・従業員

STEP#2:自社外

M&A

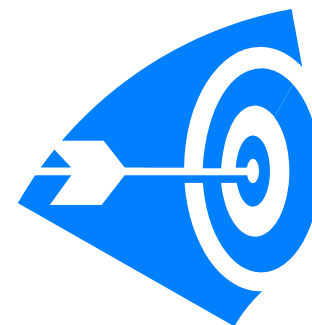
STEP#3:解散

株主総会・特別決議で解散し、清算



まず自社内承継を考え、不可なら次案として自社外承継を検討。これも不調なら最終的には、会社を解散・清算することになる。

2: 非上場株式の対応



STEP1:事業承継戦略

自社内承継: 自社株の価額は**低い**ほうが望ましい。

自社外承継: 自社株の価額は**高い**ほうが望ましい。

→ 自社株に対する対応策が異なる

∴ 早めに事業承継戦略を決定し、株価対応を考える

STEP2:対応策

自社内承継: 株価を引き下げる対応(→SEE3.)

自社外承継: 中計を作成し株価を上げる対応(→SEE4.)

3: 自社株評価額引き下げの方法例

①経常的利益を可能な限り圧縮

→ 給与等増額、福利厚生充実

②役員退職金の支給

→ 退職所得となり所得税が約半分

③生命保険の活用

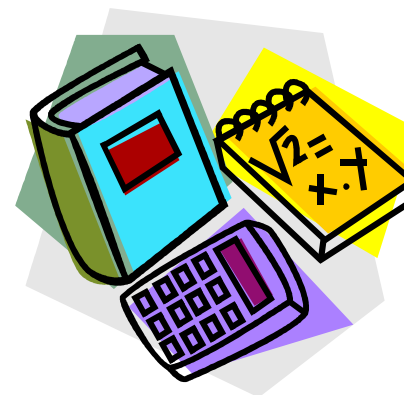
→ 節税メリット大

④会社規模の変更

→ 純資産価額の高い企業は、類似業種比準価額割合を増やす

⑤組織変更

→ ①持株会社 ②一般社団法人方式 ③事業承継税制 等々



■ 実際の評価額は？ → § 2. 非上場株式の評価 参照

4: 中期経営計画(MRP)

自社外では、売却価格はDCF法で計算される場合が多い。→中期経営計画が重要

■ 策定方法は？ → § 3. 中期経営計画 参照

第1章: 企業概要

第2章: 中計のビジョンと経営目標

第3章: 経営環境分析

第4章: 経営戦略

第5章: 計画財務諸表

第6章: その他



5: 事業承継税制

事業承継税制とは？

中小企業の非上場株式を先代経営者から相続または贈与されたとき、課税される相続税・贈与税について、都道府県知事の認定を受け、条件が適合すれば100%猶予または免除される。国税庁と中小企業庁の所轄。

条件は？

1. 人

先代経営者: 代表者であった、筆頭株主であった

後継者: 代表者になる、筆頭株主になる、(贈与税)3年以上取締役、20歳以上

2. 会社

中小企業者 (例) サービス業 資本金5,000万円以下 または従業員100人以下

3. 5年間事業継続 後継者が代表者、株式保有、雇用8割維持目標

4. 特例承継計画 都道府県知事に提出、認定をもらう

5. 担保提供

猶予条件は？

5年間事業継続後、株式保有で猶予が永遠
あくまで猶予されるだけ、取り消されれば相続税・贈与税は納付

免除条件は？

先代、2代目が死亡、2代目が3代目に事業承継、会社倒産等

税制改正は？

平成21年：制度発足
平成27年：要件緩和
平成30年：大幅要件緩和



【考察】

条件厳しく、手続きが複雑で適用事例は少数、ただし平成30年の改正で改善
自己株式評価額1億円以上でメリット大
詳細は↓国税庁の「事業承継税制特集」参照

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/index.htm>